

# 那賀・海部川地域森林計画書

(那賀・海部川森林計画区)

計画期間

自 令和6年4月1日

至 令和16年3月31日

令和5年12月樹立

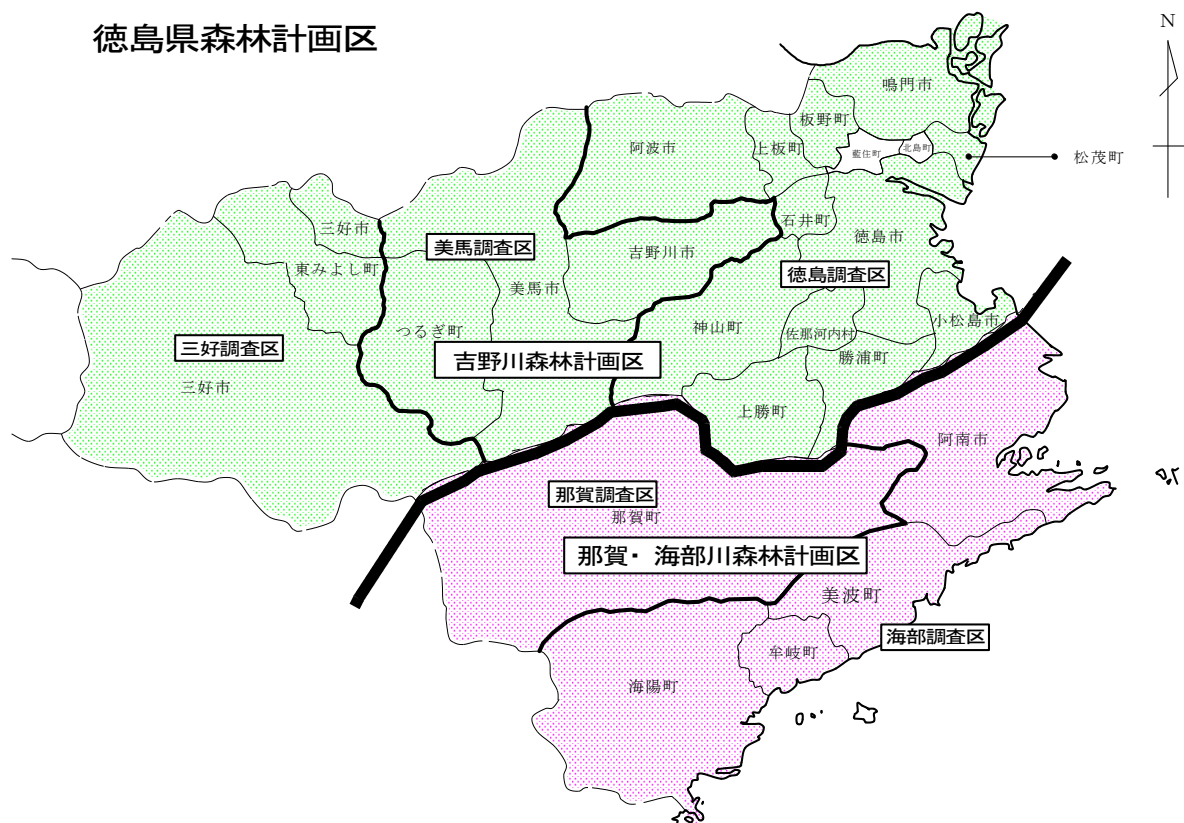
徳島県



この地域森林計画は、森林法(昭和26年法律249号)第5条第1項の規定に基づき、全国森林計画に即し、かつ自然的・経済的・社会的諸条件及び土地の利用動向を勘案して、那賀・海部川森林計画区に係る民有林についてたてた森林整備及び保全の基本的事項に関する県の計画である。

この計画の期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間である。

### 森林計画区位置図





# 目 次

## I 計画の大綱

1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	2
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	3

## II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	5
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本的方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	
第3	森林の整備に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	9
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	11
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	14
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1)	林道(林業専用道を含む。)等の開設及び改良に関する基本的な考え方	

(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6)	その他必要な事項	
<b>6</b>	<b>委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</b> -----	<b>20</b>
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
<b>第4</b>	<b>森林の保全に関する事項</b> -----	<b>23</b>
<b>1</b>	<b>森林の土地の保全に関する事項</b>	
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(4)	その他必要な事項	
<b>2</b>	<b>保安施設に関する事項</b> -----	<b>25</b>
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	
(3)	治山事業の実施に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
<b>3</b>	<b>鳥獣害の防止に関する事項</b>	
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
<b>4</b>	<b>森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項</b> -----	<b>27</b>
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣被害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3)	林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項

**第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項** ----- 29

- (1) 保健機能森林の区域の基準
- (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

**第6 計測量等** ----- 30

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
- 2 間伐面積
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
- 4 林道の開設及び拡張に関する計画
- 5 保安林整備及び治山事業に関する計画
  - (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
  - (2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
  - (3) 実施すべき治山事業の数量
- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

**第7 その他必要な事項** ----- 43

- 1 保安林その他制限林の施業方法
- 2 その他必要な事項

**(附) 参考資料**

**1 森林計画区の概要** ----- 49

- (1) 市町村別土地面積及び森林面積
- (2) 地況（気候）
- (3) 土地利用の現況
- (4) 市町村別人口及び産業別就業者数
- (5) 産業別生産額

**2 森林の現況** ----- 51

- (1) 齢級別森林資源表
- (2) 市町村別森林資源表
- (3) 所有形態別森林資源表
- (4) 制限林の種類別面積
- (5) 樹種別材積表
- (6) 特定保安林の指定状況
- (7) 荒廃地等の面積
- (8) 森林の被害
- (9) 防火線等の整備状況

<b>3 林業の動向</b> .....	<b>55</b>
(1) 保有山林規模別林業経営体数	
(2) 森林経営計画の認定状況	
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	
(5) 林業事業体等の現況	
(6) 林業労働力の現況	
(7) 林業機械化の現況	
(8) 作業路網等の整備状況	
<b>4 前期計画の実行状況</b> .....	<b>60</b>
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
(2) 人工造林・天然更新別面積	
(3) 間伐面積	
(4) 林道の開設及び拡張に関する計画	
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積	
<b>5 林地移動の状況(地域森林計画対象森林)</b> .....	<b>62</b>
(1) 森林より森林以外への移動	
(2) 森林以外より森林への移動	



# 計 画 の 大 綱



# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### 自 然

#### ア 地 勢

本計画区は、全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属し、県南部に位置する5市町を包括する地域である。

[那賀・海部川森林計画区の包括する市町]

		単位 面積:ha	
市	町	名	区域面積
阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町			149,926

資料「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」

地勢を見ると、北は、剣山国定公園の中心となる県内最高峰の剣山(1,955m)を中心として、次郎笈、一ノ森といった標高1,500mを超える剣山系の諸山岳がほぼ東西に伸び吉野川計画区と接している。西は、中東山、石立山等が南北に連なり県境により高知県と接している。東及び南は、紀伊水道及び太平洋に面している。

那賀川、海部川などの河口域に平野部が形成されているが、那賀川河口域を除いて大きな平野はなく、大部分が山地となっている。また南部の海岸線は、山地が直接海に迫った岩石海岸となっており、室戸阿南海岸国定公園に指定されている。

#### イ 地質及び土壌

地質を見ると、東西に走る仏像構造線を境として、北部は古・中生代の地層群を複雑にはさみこんだ秩父帯、南部は砂・泥岩を主とする四万十帯に分けられている。

土壌は、一部海岸地帯を除いて地味肥沃で林木の生育に適した褐色森林土が広く分布している。

#### ウ 気 候

気候を見ると、平野部の気温は約17度と比較的温暖で、年間降水量も2,000mmから2,500mmと概して多い。また、剣山周辺の高海拔地域は冷温帯に属し、冬季には積雪も見られ、年間降水量が3,000mmを超える全国でも屈指の多雨地帯となっている。

### 社会経済的背景

#### ア 土地の利用

面積は県全体の36%を占めており、その内訳は、86%が森林、3%が農地、残る11%が宅地ほかとなっている。

#### イ 人口の動態

令和2年における人口は95,160人で、10年前と比べ約7%減少している。また、65歳以上の高齢者の占める割合も38%と県平均(35%)を上回っており、山間部及び南部を中心に過

疎化と高齢化が進行している。

## ウ 産業の概要

就業者を産業別に見ると、令和2年における就業者数(43,246人)のうち、第一次産業14%、第二次産業24%、第三次産業61%となっている。また、令和2年度の総生産額5,417億円のうち第一次産業は約3%(115億円)と少ない。

## 森林・林業の動向

ア 森林面積は128,285haで、その内訳は国有林5,760ha、民有林122,525haとなっており、民有林が96%を占めている。また、民有林の17%は、県、市町をはじめとする公的機関が管理する森林である。

イ 民有林の資源状況を見ると、針葉樹が70%(86,023ha)、広葉樹が27%(32,992ha)、残る3%が竹林、伐採跡地等となっている。

ウ 古くから木頭林業地帯として知られる那賀町、海陽町を中心として、県全体の比率(62%)を上回る70%が人工林となっている。人工林の8割以上がスギで占められ、その多くが9から12齢級と適切な施業の実施により本格的な利用期を迎えている。

一方、阿南市近郊では竹林の拡大が見られる。

エ 令和2年における林業就業者は260人で、10年前の326人から減少しており、地域内の就業者に占める割合は0.7%に過ぎない。

オ 民有林における活動を見ると、伐採材積の約6割を間伐によるものが占めているが、今後は資源の充実等に伴い、主伐への移行が見込まれる。

一方、人工造林面積は年間約70ha程度と少ないため、伐採跡地の適切な管理が求められている。

カ 那賀川河口域を中心として、プレカットや乾燥など木材加工施設が整備され、主にスギ材の加工が行われている。

キ 林業生産に不可欠な林道の状況を見ると、令和4年度末における開設延長は671km、林道密度は1haあたり5.5mで、県平均(6.3m)を下回っている。また公道や作業道まで含めた路網密度(20.5m/ha)も県平均(28.1m/ha)を下回っており、今後とも計画的な整備が求められている。

ク 特用林産物は、阿南市で生しいたけ、きくらげ、竹材及び竹炭等が主に生産されている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和元年度から5年度までの前半5カ年分の計画に対する実績は、附属参考資料のとおりであった。

①伐採立木材積については、計画量に対する実績が約47%とやや低調である。要因としては、林業就労者の減少や資材・燃料費の高騰等が影響している。

②人工造林及び天然更新別の造林面積は、計画量に対する実績が11%に留まっている。

要因としては、材価の低迷やシカによる苗木食害により、皆伐及び人工林植栽が減少したことに起因する。

③林道等の開設又は拡張については、要望に対する予算措置状況が影響し、全体的に事業量が減少している。

④保安林の整備及び治山事業並びに要整備森林の整備については、計画に対し順調に推移している。

### 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方

本計画区の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用期を迎え、生産される県産木材の安定的な供給が求められている。

その一方、森林の持つ諸機能に対する県民の期待は、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境の保全、さらには地球温暖化の防止や生物多様性の保全等への寄与など多様化してきている。

このような状況に対応して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

この課題に適切に対応していくためには、県民等の参加も得ながら、人工林における間伐等をはじめとする施業や天然林の保全・管理等、森林を健全な状態に育成し、質的な充実を図りつつ、伐る、植える、育てるといった資源の循環的利用を進める必要がある。また、保健・文化・教育活動等、森林空間の総合的利用に対応した多様な森林の整備を推進する必要がある。

このため、本県では、低コストでの素材生産による安定した木材供給に取り組むとともに、多様化する木材ニーズへの対応を図る「林業プロジェクト」を実施し、川上から川下までが一体となった木材の生産・流通・加工体制の構築とそれを担う新たな人材の育成確保に取り組んできたところである。なお、「新たな林業施策」においては、5次に亘るプロジェクトの成果を礎に、「サステナブルな林業」の実現と「2050カーボンニュートラル」の達成に向けて、多様な人材の育成・確保、林業GX・DXの推進、大径材利用及び適正な保全・管理と新たな施策を展開する。

また、森林の有する水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るため、県、県民、森林所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林の適正な管理を推進し、森林の適正な利用を図るための措置その他必要な事項を定めた「徳島県豊かな森林を守る条例」を施行している。

今回の計画策定にあたっては、全国森林計画に即して、市町村、森林所有者、関係団体等が一体となって適切な森林施業の推進を図るため、発揮を期待すべき機能に応じた多様な森林整備のあり方や望ましい森林の状態を明らかにした。

併せて、これまでの森林整備状況等を考慮して、伐採材積、造林面積及び林道開設等に係る計画量等を定めるとともに、保安林の適正な配備、治山事業など森林の保全のための方策についても明らかにした。

なお、各市町においては、市町村森林整備計画の策定にあたり、本計画を指針として関

係諸施策の実施状況を考慮し、森林施業の効果的な実行の確保が図られるよう配慮するものとする。

# 計 画 事 項





## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積:ha

区 分	面 積	備 考
総 数	122,521	小数点以下で四捨五入
市 町 村 別 内 訳	阿 南 市	14,953
	那 賀 町	61,548
	牟 岐 町	4,892
	美 波 町	12,367
	海 陽 町	28,760

注1 地域森林計画の対象とする地域は、森林計画図において表示する区域内の私有林とする。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2に基づく林地開発行為の許可及び同第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象になる。

3 「森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出」の対象になる。

4 森林計画図の縦覧場所は、徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県南部総合県民局農林水産部(美波)那賀庁舎(林業振興担当)及び美波庁舎(林務担当)と、上記市町役場とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

機能の区分	機能発揮の上から望ましい姿
水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保全能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防止する施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション 機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等の憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基板施設が適切に整備されている森林

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、①水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林((略称)水源涵(かん)養機能維持増進森林)②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林((略称)山地災害防止／土壌保全機能増進森林)③快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(略称)快適環境形成機能維持増進森林④保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林((略称)保健機能維持増進森林)⑤木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林((略称)木材生産機能増進森林)に区分し、次により整備及び保全を図る。

なお、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等自然環境の変化も考慮しつつ、花粉発生源対策の加速化、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するため森林GISの効果的な活用を図る。

機能別森林	整備の方向
水源涵(かん)養機能維持増進森林	<b>対象となる森林</b> ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林
	<b>森林整備の方針</b> ①樹根及び表土の保全に留意し、林木の成長を促しつつ下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小・分散を基本とする森林施業を推進する。 ②立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。
山地災害防止／土壤保全機能増進林	<b>対象となる森林</b> 土砂の流出・崩壊、その他災害の防備のための森林であり、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林
	<b>森林整備の方針</b> 集落等に近接し山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能維持増進森林	<b>対象となる森林</b> 住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であり、風や騒音など自然的・人為的要因の影響を緩和し、快適な生活環境保全機能を重視すべき森林
	<b>森林整備の方針</b> ①地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や保育・間伐等施業を推進する。 ②快適な環境の保全のため保安林の指定その適切な管理や防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健機能維持増進森林	<b>対象となる森林</b> ①観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園等の施設など保健・教育的利用等に適した森林 ②史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林
	<b>森林整備の方針</b> ①立地条件や県民のニーズに応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ②保健・風致等の保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ③美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
木材等生産機能増進森林	<b>対象となる森林</b> 住民生活に不可欠な木材等を持続的、安定的かつ効率的に供給する機能を重視すべき森林 <b>森林整備の方針</b> 森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。

### **(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等**

#### **育成単層林**

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

#### **育成複層林**

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

#### **天然生林**

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林

## **2 その他必要な事項**

森林の整備及び保全については、国、県及び市町が連携を取りながら進めていくこととし、一体的な森林の整備及び保全が図られるよう努める。

### 第3 森林の整備に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

立木の伐採(主伐)を行う際の標準的な方法の指標は、市町村森林整備計画における立木の伐採(主伐)の規範として、次のとおり定める。

(ア) 皆伐(主伐のうち、択伐以外のものとする。)に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮することでの確かな更新を図るとともに、保護樹帯を設置し、山腹崩壊・落石など各種被害の防止及び風致の維持等を図ることとする。

択伐(主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法)については、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとする。

なお、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとする。

(イ) 天然林の皆伐は、伐採後の人工林造成によってさらに森林生産力及び森林の有する公益的機能の増進が期待される森林、又は気候・地形・土壌等から天然更新が確実と見込まれる森林で行う。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合には優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採する。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として気候・土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽する。

(エ) 人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とする。

樹種	標準的な施業方法			備 考
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	26cm	期待径級は、胸高直径である。
	一般大径材	中仕立	38	
ヒノキ	心持ち柱材	密仕立	20	
	造作材	中仕立	34	
マツ	一般材	中仕立	26	
ケヤキ	一般材	中仕立	22	

##### (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標や制限林の伐採等に関する指標は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する多面的機能、伐採

林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

なお、「標準伐期齢」は市町村森林整備計画で定められるものであるが、当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるためのものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう務めるものとする。

単位:年

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹
林齢	40	45	35	45	60	10	15

### (3) その他必要な事項

木材等生産機能維持増進森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、森林の有する多面的機能の維持増進を図りながら成長量程度の伐採を行うよう努める。また、水源涵(かん)養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林において、特に伐採の方法を定める必要のある森林がある場合には、市町村森林整備計画で伐採の方法を特定し、環境に配慮して行うよう努めるものとする。

また、花粉の発生源となるスギ等の伐採・植え換え等を促進する。

なお、大面積皆伐実施地については、林地の保全や山腹崩壊等の諸被害防止等の観点から、所要の保護樹帯を設けるとともに、伐採跡地の早期更新及び生物多様性の保全が図られるよう努める。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林を行う際の樹種選択の指標は、自然条件及び社会的条件、既往の造林地の生育状況、種苗の需給動向及び林産物の需要動向を勘案の上、適地適木を旨として次のとおりとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。さらに、苗木の選定については、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）、広葉樹の実用化試験を進め、その普及に努めることとする。

区 分	樹 種	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ造林実績のある有用広葉樹等	市町村森林整備計画において左記以外の樹種を定める場合には、林業普及指導員等の指導を受けて適地適木を旨として定めるものとする。 また、森林所有者が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

造林を行う際の植栽本数、方法についての指標は、次のとおりとする。なお、人工造林の標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる。

##### (ア) 人工造林の植栽本数

##### a 皆伐施業の植栽本数

主要樹種の仕立ての方法別の標準植栽本数は、次のとおりとする。

樹種	仕立方法	植栽本数	備 考
スギ	密仕立	3,500 ～ 4,000 本/ha	市町村森林整備計画において左記以外の樹種を定める場合には、林業普及指導員等の指導を受けて適地適木を旨として定めるものとする。 また、森林所有者が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
	中仕立	2,500 ～ 3,500	
	疎仕立	1,000 ～ 2,500	
ヒノキ	密仕立	4,000 ～ 4,500	また、森林所有者が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
	中仕立	3,000 ～ 4,000	
	疎仕立	1,000 ～ 3,000	
マツ	中仕立	3,000 ～ 3,500	
クヌギ	中仕立	2,500 ～ 3,500	
	疎仕立	1,000 ～ 2,500	
ケヤキ	中仕立	1,500 ～ 3,000	

b 非皆伐施業の植栽本数

複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上の植栽を目安とし、上木の状況等現地の実態により調整する。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

全刈り地拵え、棚積み地拵え、枝条散布地拵え等の中から、支障となる植生の状況、地形・気象等の立地条件、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定して行う。なお、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、流出しないよう杭木により固定する。

b 植付けの方法

植栽時期は、原則として2月上旬から5月下旬とするが、中でも樹木が生長を始める前の3月中旬までが最も望ましい。苗木は乾燥させないよう日陰等に仮植しておくこととし、根が土に十分に密着するよう植え付ける。

また、コンテナ苗木の活用による労務時期の分散化や伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト造林について、地域の実情に応じて検討するよう努める。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として伐採跡地の更新を図る期間の指標として、人工造林による更新では、原則2年以内とする。ただし、択伐によるものについては伐採後おおむね5年以内とする。なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められる。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用により適確な更新が図られる森林において行うこと。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種及びぼう芽更新が可能なものは、次のとおりである。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められる。

区 分	樹 種	ぼう芽更新可能樹種
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ、シイ、カシ、その他有用広葉樹	クヌギ、コナラ、シイ、カシ

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定める。

a ぼう芽更新

根株又は地際部から発生しているぼう芽の優劣が区分できる時期(ぼう芽発生後4~7年目頃)に、一株あたりの仕立て本数2~5本を目安としてぼう芽整理を行う。また、株が



不足する見込みの場合は植え込みを行う。

b 天然下種更新

ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、ササ・末木枝条などの除去や地表かきおこしを行う。また、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行う。

c 伐採跡地の天然更新の完了確認

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、5年以内に天然更新の対象樹種及び周辺の植生の背丈より稚樹高が高いものが立木度3以上(概ね3,000本/ha)あること。

d 期待成立本数

期待成立本数は、既存の収穫表を基に、伐採地の5年後の天然更新対象樹種の期待成立本数を10,000本程度とする。

**ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針**

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採後5年以内に天然更新の確認を行う。なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定める。

**(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針**

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況等の観点から、天然更新が期待できない森林場合、適確な更新を確保する。

なお植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を、市町村森林整備計画で定めるものとする。

**(4) その他必要な事項**

特になし

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を行う際の指標は、標準的な森林の立地条件、既往の方法を勘案し、立木の生育促進並びに森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、作業方法等を次のとおりとする。

なお、森林の状況に応じて、搬出に適した列状間伐など効率的な伐採の実施に努める。間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範とする。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
スギ	植栽本数 3,500本/ha 中伐期・中仕立	20 18~22 (20%)	30 28~32 (30%)	40 38~42 (30%)		上段は標準的な林齢であり、下段は地位上~下の場合の林齢幅である。またカッコ内は本数間伐率である。 初回間伐は、被圧木・曲がり木等を中心に残存木の適正な配置を考慮しながら行う。 3回目以降においては形質の良い間伐材の生産が可能となることから、優良木の成長促進と収入を目的として行う。
	植栽本数 3,000本/ha 長伐期・中仕立	25 23~27 (30%)	35 33~37 (30%)	45 43~47 (30%)	60 58~62 (25%)	
ヒノキ	植栽本数 3,500本/ha 中伐期・中仕立	22 20~24 (20%)	30 28~32 (25%)	40 38~42 (30%)		
	植栽本数 3,000本/ha 長伐期・中仕立	20 18~22 (30%)	30 28~32 (30%)	40 38~42 (30%)	60 58~62 (25%)	

#### (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は次のとおりとし、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定める。

なお、下刈りについては、作業の省力化と効率化に留意しつつ、気象条件や目的樹種の生育状況等を勘案の上、現地状況に応じて下刈り回数を削減したり、その実施期間を短縮できるものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数																備考				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16					
下刈り	スギ ヒノキ	← 毎年実施 (1~2回)				必要に応じて実施										▶		6~8月				
つる切り	スギ ヒノキ	← 2回実施										▶										
除伐	スギ ヒノキ	← 1回実施								▶				← 1回実施				▶				雑木、被圧木等を伐倒

### (3) その他必要な事項

- (ア) 林地保全に配慮した間伐及び保育を行うこと。
- (イ) 災害を防止するため、間伐等により発生する伐倒木や枝条を溪流敷に放置しないこと。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

区 分	区 域 の 基 準
水源涵(かん)養機能維持増進森林	①保安林(水源かん養、干害防備) ②水源涵(かん)養機能が高位 ③ダムの集水域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、溪流等の周囲に存する森林
山地災害防止／土壤保全機能増進森林	①保安林(土砂流出防備、土砂崩壊防備) ②保安施設地区及び砂防指定地 ③急傾斜地崩壊危険区域 ④山地災害防止機能が高位
快適環境形成機能維持増進森林	①保安林(飛砂・潮害・風害・雪害・霧害) ②生活環境保全機能が高位の森林 ③集落や農地の周縁部
保健文化機能維持増進森林	①保安林(保健、風致) ②保健文化機能が高位の森林 ③自然公園 ④森林公園、史跡等の周辺 ⑤希少動植物の生息地

区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

なお、公益的機能別森林については、次のとおりの名称とする。

- ①「水源の涵(かん)養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は、「(略称)水源涵(かん)養機能維持増進森林」とする。
- ②「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は、「(略称)山地災害防止/土壤保全機能増進森林」とする。
- ③「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は、「(略称)快適環境形成機能維持増進森林」とする。
- ④「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」は、「(略称)保健文化機能維持増進森林」とする。

イ 森林施業の方法に関する指針

区 分	森林施業の方針
水源涵(かん)養機能維持増進森林	水源涵(かん)養機能の高度発揮を図るため、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小・分散を図ること。
山地災害防止機能／土壌保全機能推進増進森林	土地に関する災害防止機能、土壌保全を高度に発揮図る森林については、択伐による複層林施業を行うこと。それ以外の森林については、複層林施業を行うこと。また適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が出来る場合には、長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
快適環境形成機能推進増進森林	快適な環境形成機能を高度に発揮図る森林については、択伐による複層林施業を行うこと。それ以外の森林については、複層林施業を行うこと。また適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が出来る場合には、長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
保健文化機能推進増進森林	保健文化機能を高度に発揮図る森林については、択伐による複層林施業を行うこと。それ以外の森林については、複層林施業を行うこと。また適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が出来る場合には、長伐期施業における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
	特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこと。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方針に関する指針

ア 区域の設定の基準

区 分	区 域 の 基 準
木材生産機能維持増進森林	①林木の生育が良好な森林 ②林道等の開設(予定)、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林 ③木材生産機能が高位の森林
木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施行が可能な森林	①林木の生育が特に良好な森林 ②林道等の開設(予定)、地形等から特に効率的な木材生産が期待できる森林 ③木材生産機能が特に高位の森林

この際、区域において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能に支障がないように定めること。

なお、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の名称は、「(略称)木材生産機能維持増進森林」とする。

イ 森林施業の方法に関する指針

区 分	森林施業の方針
木材生産機能維持増進森林	森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐に実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林	森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐に実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行い、林分の適正な更新を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

山の傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応し、計画的な整備を促進する。

また、開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、育成単層林の資源循環利用等地域の将来を見据えた整備を推進するとともに、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築や改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。なお、骨格となる幹線的な林道については、移動時間の短縮による森林整備の効率化に見合った規格・構造とする。さらに、コストの縮減を図りつつ、計画から設計、施工に至るすべての段階において周囲の環境との調和を図る。

#### ○基幹路網の現状

単位：延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	307	671
うち林業専用道	1	1

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網の水準や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムとして次表のとおりである。

#### ○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

(単位路網密度：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	100~250	30~40
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	75~200	23~34
	架線系作業システム	25~75	23~34
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60~150	16~26
	架線系作業システム	15~50	16~26
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5~15	5~15

**(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方**

路網整備等推進区域

①地形／地質	傾斜が急峻な箇所（35度以上）以外 脆弱な地質、土壌以外
②森林の機能	木材等生産機能が「L」以外
③傾斜に応じた路網密度水準	A 基幹路網の密度水準の2分の1未満
	B 基幹路網の密度水準の2分の1以上水準未満
	C 基幹路網の密度水準以上
路網整備等推進区域の設定	林班単位ごとに①→②→③で選択を行い、A～Cに区分された林班の分布や幹線となる林道の利用区域を考慮しつつ路網整備等推進区域を設定行う。

**(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方**

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日22林整第656号林野庁長官通知）を基本として徳島県が定めた林業専用道作設指針、森林作業道作設指針に則り開設する。

**(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法特になし**

**(6) その他必要な事項**

- (ア) 地表のかく乱、土砂流出による災害が発生しないよう、林地の保全に留意した搬出方法とする。
- (イ) 地形別では、緩傾斜地では車両系を主とし、急傾斜地では架線系機械の活用を原則とする。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林の集団化が可能な地域にあつては、市町村、森林組合等による地域協議会開催や普及啓発活動の促進により、施業を共同して行うための森林経営計画の作成を推進する。

#### イ 森林組合等による森林施業の集約化

林業を生業としない森林所有者が多い地域にあつては、森林施業に対する普及啓発活動を強化するとともに、森林組合等林業事業体への施業の受委託を促進し集約化を図る。その際、長期的な施業の受委託が円滑に進むよう、施業の受委託などに必要な航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の提供及び公開及び施業内容やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

一方、森林所有者の所有が困難となった森林については、必要に応じ、公有林化を推進する。

#### ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

フォレスター制度の創設に伴い、森林経営計画の認定や実行管理に関する指導體制を推進するとともに、県、市町村、森林組合等が一体となり、森林所有者に対する指導活動を強化する。

### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林経営管理制度が適正かつ円滑に運用されるよう、平成30年5月に「とくしま森林経営管理協議会」を設立したところであり、市町村が主体的に森林経営管理を実現する上で必要な情報の収集や試験研究を、協議会の会員である県、市町村、公益社団法人徳島森林づくり推進機構及び徳島県森林組合連合会等が連携を取りながら実施する。

また、森林整備を担う人材の育成や、森林情報の整備等にも取り組むことで、林業の成長産業化及び森林の適正な管理・保全の両立を図る。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業体の体質強化

(ア) 森林組合等林業事業体を育成するため、地域が一体となって事業量の安定的な確保に努めるとともに、経営の多角化、広域合併、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど体質強化を図る。

(イ) 生産性向上のための高性能林業機械の導入を促進するとともに、経営指導や研修を実施し、林業事業体の育成強化を図る。



## イ 林業従事者の養成及び確保

- (ア) 若者の林業への就業を強力に進めるため、平成28年春に開校した「とくしま林業アカデミー」の活用や地域の高等学校・大学の林業関係学科との連携等を図り、林業の知識・技術・技能の習得による人材育成を積極的に行う。
- (イ) 林家の後継者等が林業に就業し得る環境を醸成するとともに、林業研究グループ等後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成する。また後継者が安定して林業経営を維持できるよう特用林産物をはじめとする複合経営の導入、生活環境の改善等に努める。
- (ウ) 建設業などの他産業からの参入や女性・外国人等多様な人材の受入れを促進するため、林業事業体登録制度の活用や、技術向上の支援など、就業者の育成に努める。

## (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

### ア 高性能林業機械の導入促進

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械(スイングヤーダ、プロセッサ及びフォワーダ)を利用した作業システムの導入促進、オペレーターの養成、機械の共同利用化等システム化を促進する。

また、機械の利用に必要な路網については、林道及び作業道、作業路の組み合わせによって、より効率的な路網整備が図られるよう配慮する。

### イ 機械作業システムの目標

地形、規模、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの目標は、次のとおりとする。

なお、高性能林業機械の活用にあたっては、できるだけ林地をかく乱しないよう配慮する。

作業型	集材型 (集材距離)	作業システム		
		伐 倒	搬 出	造 材(積載)
作業地 分散型	近距離型 (~100m)	チェーンソー	小型スイングヤーダ + フォワーダ	小型プロセッサ
	短距離型 (~200m)	チェーンソー	スイングヤーダ + フォワーダ	小型プロセッサ
	中距離型 (~400m)	チェーンソー	自走式搬器 + 集材機・タワーヤーダ	プロセッサ
作業地 集中型	近距離型 (~100m)	チェーンソー 又は ハーベスタ	ロングアームグラップル 又は スイングヤーダ	小型プロセッサ
	短距離型 (~200m)	チェーンソー	高速集材機	プロセッサ
	中距離型 (~400m)	チェーンソー	高速集材機	プロセッサ

## **(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針**

### **ア 木材流通の合理化**

県産材の増産に対応するため、木材産業において県産材への原材料の転換を進め、効率的で高品質な加工体制の構築に努める。

### **イ 木材加工の合理化**

森林所有者から木材加工業者等における産地や品質について、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の生産を推進し、計画的な施業の実施と、安心して信頼のできる県産材の提供に努める。

また、供給側と需要側が相互の情報を共有できる体制を整備することにより、増産に対応できる効率的な原木流通と、ニーズに迅速に対応できる戦略的な製品流通体制の構築に努める。

### **ウ 県産材利用の促進**

平成25年4月に施行された「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、建築物や公共土木工事への県産材の積極的な利用や、新用途開発など新たな分野への利用拡大に努めるとともに、木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動である木育の推進に努める。

また、県外や海外への販路拡大や、木質バイオマスエネルギーとしての利用拡大など、木材利用を推進する。

## **(6) その他必要な事項**

該当なし

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全によって森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、施業・管理及び保安施設事業を計画的に実施するとともに、保安林・林地開発許可制度の適切な運用に努める。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積:ha

所在地		面積	留意すべき事項
市町村	地区		
阿南市	11,12,43,64,76,79~81,84,85,87,103,106,109,123~125,148,155,164,174,175,177,207,211, 212, 215, 216, 224, 236, 237, 240, 241, 244~246,250, 258,265,267,269,270,272,278, 280, 301, 401, 402	924	1 保安林等制限林については、その施業方法によるものとする。 2 その他の区域については、森林内の地表や土壌のかく乱及び林床の破壊の防止に留意するものとする。伐採にあたっては択伐または小面積皆伐等の施業、搬出にあたっては積雪時に行うか架線集材とすることとする。
那賀町	1,24,25,31~34,37,39,40,103,104,108,109,111, 115~119,123~127,129~130,132~134,136~139,145~157,201~217,219~223,229,232, 234,236,238,240,253,275~277,279,282~285, 288,294,316,318,319,322,326,328~332,334, 336,339,341~344,346~353,357,358,362, 363,368,391~393,401 601,606,619,620,625~627,633,646,672,673, 681,682,688~690,699,702~704,706~710, 722~724,728~730,732,739,740,741,745,750, 751,755, 757~762,764,765,767~769,771~778,780~784,786~789,791,792,798,799, 801,803,805~809,811,817~820,822~824, 827~829,833~843	20,699	
牟岐町	12,13,15~18,20,34,35,50,61	347	
美波町	5,6,121,122,124,126,127,130,136,138, 154, 160, 161, 163, 165, 167, 168, 172, 173, 219, 221, 227	717	
海陽町	10,13,14,18,24,25,30,34,39,42,44~49,51~53, 57~63,69,75~77,79,82~84,88,89,96~99,102, 104~110,112,114,117~120,132,135,141,144~148,151,153,154,159,170,172,174~177,187,193, 302,310,311,314~321,326~329,409,411,412,415, 418,419,425,428, 429, 432~434,439,442,448	4,997	

### (3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

### (4) その他必要な事項

土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境を維持する観点から森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土地の形質を変更する場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用と森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、次の事項に留意する。

- (ア) 林地の保全に支障を及ぼさないこと。
- (イ) 土地の形質の態様・地形・地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこと。
- (ウ) 土石の切取・盛土を行う場合は、
  - a 法勾配の安定を図ること
  - b 法面保護のため緑化工・土留工等の施設を設置すること
  - c 水の適切な処理のため排水施設等を設置すること
- (エ) 太陽光発電設備の設置は、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。
- (オ) 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)に基づき、規制区域に指定される森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。
- (カ) その他土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等の適切な保全措置を講ずること。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

自然的条件や社会的要請、配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

なお、指定目的に即した機能を発揮していないと認められる保安林であって、当該目的に即した機能を確保するために造林・保育その他の施業を早急に実施する必要があると認められるものについては、必要な施業を積極的かつ計画的に実施することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや流域治水の取組と連携し浸透・保水機能の維持・向上を図るため、事前防災・減災の考えに先立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地下水排除工等の治山施設整備を行う。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備状況、指定施業要件の内容、林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものを対象とする。

### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、森林GIS等を活用して保安林台帳の調製や標識の設置等を適正に行うなど、総合的な管理を推進する。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

植栽木の健全な成長による早期樹林化を図るため、県内で被害が顕著なニホンジカ等を対象に鳥獣害防止森林区域を設定し、食害等に対する施策を講じるものとする。

#### (ア) 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、現に食害等の被害を受けている森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、今後食害が発生する

おそれのある森林等を対象とする。

(a) 区域候補地の抽出

- イ) 林野庁が行っている「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を区域設定の基礎データとして用いることとする。
- ロ) 森林生態系多様性基礎調査の調査地点を中心とした4km四方の地域区画(以下「4kmメッシュ」という。)を作成し、各調査地点の最新の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認された4kmメッシュを(以下「区域候補メッシュ」という。)を抽出するものとする。
- ハ) 森林計画図と区域候補メッシュを重ね合わせ、区域候補メッシュに全部又は一部が包含される林班を抽出し、区域候補地とする。

(b) 区域候補地の補正

- イ) 上記aの手順で区域候補地に該当しない林班については、必要に応じて、知事が定める第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画、研究論文等の文献、地方公共団体や森林管理局署による調査、森林組合や地域住民からの情報その他対象鳥獣による森林被害又は対象鳥獣の生息に関する情報(以下「補完情報」という。)と突合し、対象鳥獣による森林被害が確認された場合又は、森林被害発生のおそれがある場合、区域候補地に加えるものとする。
- ロ) 補完情報と突合した結果、対象鳥獣による森林被害が確認された又は森林被害発生のおそれのある4kmメッシュについては、区域候補メッシュとすることができ、区域候補地の抽出にあたっては(a) (ハ) により行うものとする。
- ハ) (a)により抽出された区域候補地の林班については、必要に応じて、補完情報と突合し、区域候補から除外することができるものとする。

(c) 区域の確定

(a)及び(b)により得られた区域候補地については、市町村森林整備計画の樹立又は変更に係る所定の手続きを経て、区域として確定するものとする。

(d) 関係者等の意見の反映

市町村森林整備計画の樹立又は変更に係る学識経験を有する者からの意見聴取に当たっては、必要に応じて農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領(平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知)第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。)、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター(鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程細則(平成27年9月1日付け環自野発第1509091号)第1の2に規定する鳥獣保護管理捕獲コーディネーターをいう。)等の専門的知見を有する者の助言を受けよう努めるものとする。

(e) 区域の見直し

- イ) 市町村森林整備計画において定められた区域については、(a)及び(b)に係る新たな情報が得られた場合において、対象鳥獣による森林被害の状況又は対象鳥獣の生息状況に著しい変化があったことが確認される場合等にあつては必要に応じて市町村森林整備計画の樹立又は変更により見直しを行うものとする。
- ロ) イ)の区域の見直しに当たっては、(ア)の規定を準用するものとする。

(イ) 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による食害等を防止するための防護柵や保護チューブ等の植栽木の保護措置を地域の実情に応じて選択し、森林整備と一体的に実施することとする。また、対象鳥獣の生息状況に応じて、保護措置と捕獲を一体的に行い、保護措置の効果を高めるよう努めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

**(2) その他必要な事項**

鳥獣害防止森林区域を設定している市町村長は、当該区域内における保護措置等の実施状況について、必要に応じ現地調査や森林整備事業の実績のほか各種会議での情報交換、区域内で作業する林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により確認を行うこととし、その結果を踏まえ指導・助言を行うこととする。また、保護措置の実施者は、巡視及び補修を行うなど保護措置の効果を維持するよう努めることとする。

**4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項**

**(1) 森林病虫害等の被害対策の方針**

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫による被害については、松林の果たしている役割や被害の状況等を踏まえて防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図る。

また、ナラ枯れ被害についても、早期発見及び早期駆除に努める。

**(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）**

3(1)アで定める対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び対象鳥獣にかかる鳥獣害防止森林区域外における森林被害については、地域の特性に応じてその防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、防護柵の設置等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

**(3) 林野火災の予防の方針**

山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事防止意識の啓発普及を行うとともに、森林の保護及び管理のため、初期消火資材等防火用施設や山火事防止用標識等

の設置に努める。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う旨を定めることとする。

#### (4) その他必要な事項

松くい虫被害対策対象松林の面積は、次のとおりとする。

松くい虫被害対策対象松林の面積

(単位：ha)

市町村名	地域森林計画区域	松林面積	高度公益機能森林	被害拡大防止森林	地区実施計画対象松林			対策対象松林合計
					地区保全松林	地区被害拡大防止森林	計	
阿南市	区域内	16	14	2				16
	区域外							
海陽町	区域内	26	26					26
	区域外							
計	区域内	42	40	2				42
	区域外							

(注)「地域森林計画」の「区域外」は外数。



## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林の区域は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、機能の増進を図るべき森林であり、その基準等は次のとおりとする。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、森林資源の構成や周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案しつつ、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

- (ア) 地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の施業と施設の整備を一体的かつ計画的に行い、森林資源の総合的な利用を促進することが適当であること。
- (イ) 施業の担い手が存在し保健機能を高度に発揮させるための森林の施業が可能で、又は確実に森林所有者による整備が行われる見込みのあること。
- (ウ) 施設の設置により、保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼす恐れがないこと。
- (エ) 森林の面積がおおむね30ha以上であること。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴い低下する諸機能を補完するため次のとおりとする。

- (ア) 保健機能森林の有する優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な施業を行う。
- (イ) 原則として育成複層林施業とし、育成単層林、天然生林にあつては、必要に応じて樹下植栽、受光伐、天然下種更新等を行うことにより育成複層林への誘導を図る。
- (ウ) 間伐、除伐等の保育を積極的に行い、利用者が快適に散策等を行えるよう条件を整備する。
- (エ) 伐採にあつては、自然環境の保全と景観の維持向上を図るため、原則として皆伐以外の方法とする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあつては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多数の利用者が見込まれる施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるよう努める。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理運営にあつては、自然環境の保全に配慮しつつ森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理防火体制の整備並びに利用者の安全の確保に留意する。また、立木の期待平均樹高については、森林簿等を参照して定めるものとする。

なお保健機能森林の設定及び整備等にあつては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行う。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,342	4,127	215	3,061	2,846	215	1,281	1,281	0
前半5カ年の計画量	2,104	1,996	103	1,470	1,367	103	634	634	0

### 2 間伐面積

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	21,350
前半5カ年の計画量	10,567

### 3 人工林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	7,049	2,250
前半5カ年の計画量	3,238	1,000

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区 域面積	前半5カ 年計画 箇所	林道番号			
開設	基幹		那賀町	横石谷山線	5,100	1,197	○	3682059			
				長安海川線	5,900	2,106	○	3683048			
				下司林谷線	2,500	278		3683055			
				星越神戸丸線	3,900	1,008	○	3683066			
				岩倉蟬谷線	5,700	1,730	○	3684016			
			小計	5	23,100						
			美波町	奥瀧辺川線	200	700		3872016			
				中の谷大越線	200	520		3872020			
				原ヶ野大越線	300	850		3872021			
				大戸赤松線	400	900		3872022			
			小計	4	1,100						
			海陽町	桑原谷線	800	658		3881011			
				霧越平井線	5,175	1,234		3881032			
				玉笠谷山線	100	700		3881034			
				神野玉笠線	5,708	510	○	3881035			
				禅僧線	2,700	1,089	○	3881041			
				石吹越線	3,200	2,794		3883035			
				広岡池ヶ谷線	4,725	581	○	3883038			
			小計	7	22,408						
			計				16	46,608			
			開設	普通		那賀町	中山南川線	2,600	484	○	3681016
							宮ノ谷線	250	162		3682014
							けぶた谷線	200	53		3682015
							磯原線	200	166		3682054
							朴野日浦線	4,500	110	○	3682071
							久望線	200	172		3682076
							長門線	300	33		3682078
							辺川榎谷線	400	31		3682082
吉野上線	250	15						3682083			
請ノ谷相名線	1,900	77						3682093			
姥ヶ谷線	200	159						3683030			
正木谷線	150	178						3683035			
水ヶ太尾線	300	42						3683052			
長安線	1,100	178						3683053			
市宇線	200	62						3683056			
拝宮長安線	1,200	132						3683067			
川俣大戸線	300	151					○	3683068			
松ノ尾線	250	61						3683071			
十二弟子海川線	200	89						3683070			
松ノ尾支線	150	8						3683083			
白石線	400	102						3683074			
深森小計線	600	134					○	3683079			
松久保鉢久保線	300	49						3683081			
拝宮西分線	200	5						3683040			
菊千代線	300	355						3684003			
檜谷線	200	717						3684004			
池の平線	300	176						3684009			
小畠線	200	15						3684010			
阿津江線	200	97						3684014			
広野松ノ尾線	300	56						3684070			
寒谷線	300	55						3684024			

単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区 域面積	前半5カ 年計画 箇所	林道番号			
開設	普通		那 賀 町	寺 谷 線	200	92		3684032			
				符 殿 五 倍 木 線	200	111		3684034			
				立 石 谷 線	1,600	345	○	3684059			
				五 倍 木 瀬 津 線	210	31		3684062			
				大 森 山 線	500	219		3685057			
				助 蔭 海 川 線	2,000	123	○	3683095			
				トゴエ久多利線	400	336		3685067			
				熊 谷 線	2,300	64		3685077			
				中 谷 東 線	500	34		3685079			
				土 居 線	300	50		3685081			
				日 和 田 線	300	296		3685082			
				あ り う 谷 線	300	59		3685100			
				御 朱 印 猪 山 線	2,800	698		3685121			
				平 野 畦 ケ 野 線	780	75		3685090			
				和 無 田 線	500	42		3685091			
				大 明 地 線	400	84		3685092			
				月 谷 熊 森 線	300	173		3685110			
				野 田 ノ 尾 線	300	19		3685120			
				屋 地 谷 線	1,100	152		3685096			
				白 石 林 谷 線	4,200	231	○	3683094			
				蔭 谷 御 朱 印 線	5,400	646	○	3685098			
				馬 路 線	2,000	247	○	3682096			
				奥 山 線	3,500	100		3684063			
				白 石 大 用 知 線	3,060	77		3683095			
				東 尾 栗 坂 線	450	115	○	3683033			
				大 張 谷 線	300	32		3682101			
				黒 野 田 線	1,950	58	○	3685122			
				小 計	58	54,000					
				牟 岐 町	辺 川 線	550	123		3830002		
					羽 山 線	700	72		3830008		
					か る と 線	430	36		3830010		
				小 計	3	1,680					
				美 波 町	大 井 線	300	35		3871001		
			阿 部 線		100	150		3871002			
			田 井 木 岐 線		300	400		3871003			
			天 狗 谷 線		500	687		3872002			
			丹 前 線		200	66		3872006			
			中 の 谷 線		200	160		3872008			
			木 戸 谷 線		400	108		3872012			
			新 庄 線		400	30		3872013			
			赤 木 谷 線		400	32		3872017			
			へ ご 谷 線		500	107		3872023			
			小 谷 線		500	99		3872024			
			ハ シ ク イ 線		400	44		3872025			
			小 山 谷 線		400	109		3872026			
			平 戸 線		400	71		3872027			
			開設		普通		美 波 町	北 河 内 た く み 線	500	153	
				小 計			15	5,500			
				海 陽 町			室 津 下 村 山 線	120	21		3881025
			大 木 屋 線		300	240		3881042			
			大 谷 線		500	72		3881043			
			馬 場 1 号 線		300	61		3882006			

単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区 域面積	前半5カ 年計画 箇所	林道番号		
開設	普通		海陽町	西 敷 線	500	203		3882007		
				中山居敷越線	100	150		3882009		
				坂瀬川線	300	94		3883013		
				田光地線	900	32		3883016		
				阿瀬谷線	409	99		3883017		
				阿瀬川線	311	280		3883019		
				小 谷 線	300	85		3883026		
				クレ木谷線	800	74		3883034		
				中谷池ヶ谷線	2,617	380		3883044		
				茅尾地の内線	3,555	190		3883051		
小 計				14	11,012					
計				90	72,192					
開設	林業 専用		那賀町	荒谷平藪谷線	100	12	○	3683081		
				蔭平姥ヶ谷線	100	12	○	3683082		
				蔭 谷 線	100	100	○	3683083		
				南川熊谷線	700	145		3685122		
			小 計				4	1,000		
			海陽町	木戸ヶ谷支線	2,800	70	○	3881044		
伊勢田線	1,000	253			3881045					
小 計				2	3,800					
計				6	4,800					
拡張	改良		那賀町	木屋平木沢線	7		○	2074003		
				四五谷線	2			3681005		
				中山南川線	1			3681016		
				神 谷 線	1			3681024		
				佐京谷線	1			3681025		
				寺 谷 線	3			3682017		
				辺川馬路線	3			3682081		
				栃 谷 線	9			3682091		
				杉地白ヶ谷線	19		○	3682100		
				海川野久保線	14		○	3683007		
				漆ヶ谷線	5			3683009		
				丈ヶ谷線	5			3683010		
				ソウド谷線	10			3683013		
				六丁轟線	10			3683020		
				葛ヶ谷線	10			3683024		
				長安海川線	10		○	3683048		
				ナカフタ谷線	5			3683082		
				檜 谷 線	2			3684004		
				小 島 線	3			3684010		
				中 沢 谷 線	3			3684011		
				北 浦 線	3			3684070		
				池 の 平 線	3			3684009		
				出 羽 線	4			3684012		
				岩倉蟬谷線	3		○	3684016		
				大影浦線	4			3684018		
				当山出羽線	3			3684029		
				木頭名寺内線	4			3684031		
				麻尻山線	3			3684044		
				うつゆ谷線	2			3684022		
				黒沢小島線	5			3684052		
				東川千本谷線	9		○	3685001		

単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区 域面積	前半5力 年計画 箇所	林道番号				
拡張	改良		那 賀 町	久 井 谷 線	5			3685008				
				折 宇 谷 線	5			3685010				
				蟬 谷 線	5			3685012				
				出 原 谷 線	2			3685015				
				後 谷 線	7			3685017				
				南 川 線	9		○	3685018				
				南 川 大 谷 線	8			3685019				
				平 野 畦ヶ野 線	5			3685090				
				杉 山 線	12			3872009				
				湯 桶 線	5			3685097				
				中 谷 東 線	1			3685079				
				栗 宇 谷 線	5			3685005				
				拝 宮 西 分 線	1			3683040				
				姥 ヶ 谷 線	3			3683030				
				谷 山 霧 越 線	5			3683063				
				五 倍 木 瀬 津 線	2		○	3684062				
				鉢 久 保 線	2			3684047				
				中 の 谷 線	1			3681007				
				辺 川 内 山 線	5			3682058				
				横 石 谷 山 線	10		○	3682059				
				市 宇 線	5		○	3683056				
				後 谷 線	10			3683091				
				立 石 谷 線	5			3684059				
				トゴエ久多利 線	3		○	3685067				
				片 平 口 線	1			3683036				
				長 安 線	1		○	3683053				
				奥 畑 線	1		○	3682013				
				横 石 さ ず が 谷 線	1		○	3682080				
				白 石 線	1		○	3683074				
				辺 川 馬 路 線	1			3682081				
				大 張 谷 線	1		○	3682101				
				赤 城 谷 線	1			3682005				
				奥 谷 線	1		○	3682012				
				十二弟子海川 線	1			3683070				
				柄 谷 船 谷 線	1		○	3685066				
				松久保鉢久保 線	2		○	3683081				
				海川旭 線	3		○	3683096				
				小 計			68	303				
							美 波 町	い わ い 谷 線	1			3872003
							小 計	1	1			
							牟 岐 町	内 妻 線	2		○	3830004
							小 計	1	2			
							海 陽 町	神 野 内 妻 線	5			3830011
								大 木 屋 小 石 川 線	25			3881001
								平 井 線	10			3881044
								外 谷 線	5			3882002
								馬 路 線	5			3882005
			馬 場 1 号 線	5				3882006				
			西 敷 線	5				3882007				
			箕 川 谷 線	5				3882008				
			笹 無 池 ヶ 谷 線	50				3883002				
			藤 谷 線	5				3883005				

単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇 所 数	利用区 域面積	前半5力 年計画 箇所	林道番号
拡張	改良		海陽町	大 山 線	5			3883022
				ク レ 木 谷 線	10			3883034
				石 吹 越 線	30			3883035
				広 岡 池 ヶ 谷 線	25			3883038
				鍛 冶 屋 谷 線	100			3883052
				浅 川 熟 田 線	1			3881023
			小 計	16	291			
計				86	597			
拡張	舗装		那賀町	木 屋 平 木 沢 線	500			2074003
				堂 ヶ 谷 線	200			3681003
				か ず 原 線	800			3681006
				田 野 線	500			3681009
				天 狗 谷 線	400			3681011
				中 山 南 川 線	2,600			3681016
				杉 山 線	4,000			3872009
				奥 畑 線	2,100			3682013
				内 山 八 重 地 線	6,000			3682031
				延 野 請 ノ 谷 線	7,500			3682045
				磯 原 線	3,000			3682054
				辺 川 内 山 線	7,200			3682058
				横 石 谷 山 線	14,400			3682059
				横 石 さ す が 谷 線	4,900		○	3682080
				辺 川 馬 路 線	4,000			3682081
				枋 谷 線	3,000			3682091
				戸 丸 線	2,000			3682092
				杉 地 臼 ヶ 谷 線	1,000			3682100
				海 川 野 久 保 線	4,500		○	3683007
				姥 ヶ 谷 線	1,000			3683030
				正 木 谷 線	500			3683035
				拝 宮 西 分 線	400			3683040
				長 安 海 川 線	5,000			3683048
				長 安 線	1,300			3683053
				拝 宮 線	500			3683054
				下 司 林 谷 線	3,000			3683055
				市 宇 線	200			3683056
				水 船 谷 線	200			3683090
				ソ ウ ド 谷 線	1,000			3683013
				影 泉 谷 線	1,000			3684001
				内 山 線	760			3683011
				檜 谷 線	700			3684004
				勘 場 線	400			3684006
				笹 原 谷 線	400			3684007
				池 の 平 線	1,200			3684009
				小 畠 線	400			3684010
				中 沢 谷 線	200			3684011
				出 羽 線	400			3684012
				阿 津 江 線	800			3684014
				岩 倉 蟬 谷 線	11,000			3684016
大 影 浦 線	100			3684018				
う つ ゆ 谷 線	400			3684022				
寒 谷 線	1,200			3684024				
木 頭 名 寺 内 線	100			3684031				

単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区 域面積	前半5力 年計画 箇所	林道番号			
拡張	舗装		那 賀 町	寺 谷 線	500			3684032			
				符 殿 五 倍 木 線	800			3684034			
				峯 線	400			3684041			
				麻 尻 山 線	500			3684044			
				鉢 久 保 線	3,000			3684047			
				黒 沢 小 畠 線	100			3684052			
				立 石 谷 線	4,000			3684059			
				大 用 知 線	100			3684061			
				東 川 千 本 谷 線	5,000		○	3685001			
				栗 宇 谷 線	1,000			3685005			
				久 井 谷 線	300			3685008			
				折 宇 谷 線	1,500			3685010			
				中 内 線	1,500			3685011			
				中 谷 線	1,500			3685014			
				出 原 谷 線	2,000			3685015			
				南 川 線	2,000		○	3685018			
				南 宇 線	1,000			3685022			
				大 野 谷 線	500			3685065			
				トゴエ久多利線	700		○	3685067			
				平野畦ヶ野線	1,000			3685090			
				湯 桶 線	3,000			3685097			
				赤 城 谷 線	100			3682005			
				川 俣 大 戸 線	200			3683068			
				深 森 小 計	500			3683079			
				六 丁 轟 線	500		○	3683020			
				谷 山 霧 越 線	500			3683063			
				五 倍 木 瀬 津 線	500			3684062			
				奥 谷 線	150			3682012			
				舞 ヶ 谷 線	517			3682049			
				大 見 谷 線	150			3683031			
				長 門 線	100			3682078			
				小 計	75			134,377			
				牟 岐 町	か る と 線	500			3830010		
			牟 岐 町 (海陽町)	神 野 内 妻 線	800		○	3830011			
			小 計	2			1,300				
			美 波 町	い わ い 谷 線	100			3872003			
				水 野 線	100			3872005			
				玉 厨 子 伊 儀 谷 線	4,000			3872007			
				松 ヶ 戸 線	200			3872011			
				新 庄 線	100			3872013			
				一 番 谷 線	100			3872014			
				請 谷 線	100			3872015			
				北 谷 線	100			3872019			
			小 計	8			4,800				
			海 陽 町	谷 山 霧 越 線	500			3683063			
				神 野 内 妻 線	500		○	3830011			
				大 木 屋 小 石 川 線	500			3881001			
室 津 下 村 山 線	200				3881025						
霧 越 平 井 線	400				3881032						
神 野 玉 笠 線	1,000				3881035						
笹 無 池 ヶ 谷 線	3,200			3883002							



単位 延長:m、箇所:か所、面積:ha、材積:m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類	(区分)	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区 域面積	前半5カ 年計画 箇所	林道番号
拡張	舗装		海陽町	阿 瀬 谷 線	500			3883017
				阿 瀬 川 線	2,000			3883019
				大 山 線	100			3883022
				石 吹 越 線	2,000			3883035
				広 岡 池 ヶ 谷 線	1,000			3883038
				中 谷 池 ヶ 谷 線	1,000			3883044
				茅 尾 地 の 内 線	1,000			3883051
		小 計	14	13,900				
計				99	154,377			

合計	開設	基幹	16	46,608 m		
		普通	90	72,192 m		
		林業専用道	6	4,800 m		
		計	112	123,600 m		
	拡張	改良	86	597 か所		
		舗装	99	154,377 m		

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1)保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備 考
総数(実面積)	49,202	894	
水源涵養のための面積	43,301	496	
災害防備のための面積	4,657	398	
保健、風致の保存のための保安林	3,187	0	

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当する森林の種類別の所在及び面積等

[流域名:那賀川]

指 定 解 除 別	種 別	森林の所在		面 積 (ha)	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区 域				
指 定	水源涵養 <small>かんよう</small>	阿南市	水井町	6	3	水資源確保のため	
			加茂町	6	3		
			小計	12	6		
		那賀町	横石	86	43		
			日浦	16	8		
			内山	18	9		
			竹ヶ谷	20	10		
			朴野	8	4		
			深森	20	10		
			大殿	10	5		
			川俣	28	14		
			丈ヶ谷	42	21		
			府殿	20	10		
			海川	16	8		
			小島	12	6		
			川成	18	9		
			寺内	24	12		
			沢谷	22	11		
			平谷	12	6		
			仁宇	26	13		
		木頭北川	120	60			
		木頭折宇	48	24			
		木頭助	40	20			
		木頭出原	32	16			
		木頭西宇	76	38			
		小計	714	357			
		計	726	363			
災 害 防 備		阿南市	細野	4	2	土砂流出崩壊等災害の 防備のため	
			小計	4	2		
		那賀町	和食郷	4	2		
			竹ヶ谷	32	16		
			平野	8	4		
			朴野	12	6		
			西納	8	4		
			大戸	8	4		
			小計	4	2		
			水崎	8	4		
			長安	28	14		
			菖蒲	10	5		
			白ヶ谷	8	4		
			平谷	12	6		
			丈ヶ谷	8	4		
白石	12	6					
小島	4	2					
沢谷	8	4					

指定 解除別	種別	森林の所在		面積 (ha)	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	那賀町	掛盤	10	5	土砂流出崩壊等災害の 防備のため	
			寺内	2	1		
			木頭	16	8		
			木頭名	14	7		
			木頭折宇	18	9		
			木頭北川	24	12		
			木頭南宇	16	8		
			木頭出原	14	7		
			木頭助	24	12		
			小計	312	156		
計	316	158					
指定合計	保健風致等	那賀町	岩倉	2	1	保健風致等のため	
	小計	2	1				
	計	2	1				
解除	水源涵養	那賀町	川俣	1.0	0.5	道路用地等とするため 及び指定理由が消滅 したため	
			小島	1.0	0.5		
			岩倉	2.0	1.0		
			沢谷	1.0	0.5		
			小計	5.0	2.5		
	計	5.0	2.5				
	災害防備	阿南市	椿町	0.5	0.2	道路用地等とするため 及び指定理由が消滅 したため	
			中林町	0.5	0.3		
			深瀬町	0.5	0.3		
		小計	1.5	0.8			
		那賀町	百合	0.5	0.3		
			仁宇	0.5	0.3		
			音谷	1.0	0.5		
			長安	1.0	0.5		
			小計	1.0	0.5		
			大戸	1.0	0.5		
			白石	1.0	0.5		
			小浜	1.0	0.5		
			深森	1.0	0.5		
			平谷	0.5	0.2		
			花瀬	0.5	0.3		
			大久保	0.5	0.2		
			吉野	0.5	0.3		
			請ノ谷	0.5	0.2		
			木頭折宇	1.0	0.5		
			木頭北川	1.5	0.8		
			木頭西宇	0.5	0.2		
木頭助			0.5	0.3			
木頭和無 田	0.5		0.2				
小計	14.5	7.3					
計	16.0	8.1					
保健風致等	那賀町	岩倉	2.0	1.0	道路用地等とするため 及び指定理由が消滅 したため		
	小計	2.0	1.0				
	計	2.0	1.0				
解除合計			23.0	11.6			

[流域名:那賀川～高知県境]

指 定 解 除 別	種 別	森林の所在		面 積	前 半 5 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	水 源 涵 養 <small>かんよう</small>	牟 岐 町	橘	10	5	水資源確保のため	
			河 内	16	8		
			内 妻	16	8		
			辺 川	6	3		
			中 村	6	3		
		小 計		54	27		
		美 波 町	伊 座 利	20	10		
			阿 部	6	3		
			田 井	6	3		
			木 岐	8	4		
			北 河 内	10	5		
			赤 松	18	9		
			山 河 内	20	10		
		小 計		88	44		
		海 陽 町	平 井	20	10		
			小 川	12	6		
			相 川	26	13		
			浅 川	6	3		
			櫛 川	24	12		
			中 山	16	8		
			小 谷	8	4		
			塩 深	6	3		
			船 津	10	5		
			尾 崎	6	3		
		小 計		134	67		
		計		276	138		
		災 害 防 備	牟 岐 町	橘	4		
河 内	4			2			
灘	10			5			
辺 川	20			10			
小 計				38	19		
美 波 町	木 岐			4	2		
	北 河 内			8	4		
	赤 松			4	2		
	西 河 内			4	2		
	山 河 内			16	8		
小 計				36	18		
海 陽 町	平 井			4	2		
	相 川			10	5		
	小 川			2	1		
	神 野			4	2		
	相 川			10	5		
	熟 田			6	3		
	浅 川			4	2		
	櫛 川			8	4		
	中 山			14	7		
大 井	6	3					
高 園	4	2					

指 定 解 除 別	種 別	森林の所在		面 積	前 半 5 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	災 害 防 備	海 陽 町	小 谷	14	7	土砂流出崩壊等災害の 防備のため	
			船 津	8	4		
			芥 附	12	6		
			広 岡	16	8		
			塩 深	14	7		
			久 尾	16	8		
		小 計	152	76			
計	226	113					
指 定 合 計				502	251		
解 除	水 源 涵 養 <sup>かんよう</sup>	牟 岐 町	河 内	0.5	0.2	道路用地等とするため 及び指定理由が消滅 したため	
			小 計	0.5	0.2		
		美 波 町	山 河 内	0.5	0.2		
			小 計	0.5	0.2		
		海 陽 町	平 井	0.5	0.2		
			小 川	0.5	0.2		
			相 川	0.5	0.2		
	櫛 川		2.0	1.0			
	小 計	3.5	1.6				
	計	4.5	2.0				
	災 害 防 備	美 波 町	木 岐	1.0	0.5		
			田 井	1.0	0.5		
		小 計	2.0	1.0			
		海 陽 町	平 井	1.0	0.5		
			芥 附	1.0	0.5		
小 計	2.0	1.0					
計	4.0	2.0					
解 除 合 計				8.5	4.0		

[流域名:徳島県境～物部川]

指 定 解 除 別	種 別	森林の所在		面 積	前 半 5 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
指 定	災 害 防 備	海 陽 町	久 尾	2	1	土砂流出崩壊等災害の 防備のため	
			小 計	2	1		
		計	2	1			
指 定 合 計				2	1		

(2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積:ha

種 類	計画期間内において指定施業要件の整備を相当する森林の面積					備 考
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積	
水源の涵養 <sup>かんよう</sup>	7	27	354	208	208	
災害の防備			415	1,302	593	
保健・風致の 保存等			16	423	59	
計	7	27	785	1,933	860	

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区数

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
那賀町	木頭出原	5	3	溪間工・山腹工・森林整備	
	木頭折字	20	10	溪間工・山腹工・森林整備	
	木頭北川	13	6	溪間工・山腹工・森林整備	
	木頭助	2	2	溪間工・山腹工	
	岩倉	4	2	山腹工・森林整備	
	阿津江	1	1	山腹工	
	掛盤	2	1	溪間工・山腹工	
	坂州	2		溪間工・森林整備	
	出羽	2	2	森林整備	
	名古ノ瀬	2	1	山腹工	
	みさご山	2	1	山腹工	
	臼ヶ谷	2		山腹工・森林整備	
	拝宮	2	1	山腹工	
	海川	5	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	蔭山	2	1	森林整備	
	川俣	2		森林整備	
	葛ヶ谷	2		森林整備	
	丈ヶ谷	2	1	山腹工・森林整備	
	桧曾根	2		森林整備	
	古屋	2	1	山腹工	
	西納	1	1	溪間工・山腹工	
内山	1	1	山腹工		
朴野	1		山腹工		
横石	1		森林整備		
北地	1	1	山腹工		
小計		81	38		
美波町	山河内	1	1	溪間工	
	北河内	2	1	山腹工	
	西河内	5	3	山腹工	
	赤松	1		山腹工	
小計		9	5		
牟岐町	橘	1		山腹工	
	辺川	1		山腹工	
小計		2	0		
海陽町	相川	2	2	溪間工・山腹工	
	大里	8	1	防潮工・森林整備	
	船津	1	1	山腹工	
	小川	5	3	溪間工・山腹工・森林整備	
	小谷	5	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	平井	6	3	溪間工・山腹工・森林整備	
	奥浦	1	1	山腹工	
	久尾	1	1	溪間工・山腹工	
	神野	5	2	溪間工・山腹工	
	穴喰浦	2		山腹工	
	鞆浦	2		山腹工	
	広岡	2	1	溪間工	
吉野	1	1	山腹工		
小計		41	18		
合計		133	61		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について  
 実施すべき森林施業方法及び時期  
 特になし

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他
水源かん養 保安林	阿南市	7,75,76,80,83,173,235,236,252 ～255,263	516	伐採種を定 めない。(区 分皆伐)	人工造林又 は天然更新 による。
	那賀町	103,108,116,118,120～123,138 ～144,152～154,207,214～ 217,220,221,224～227,231,239, 240,242,251～256,258～263, 266,267,277,291,292,295～309, 311～316,324,327,334,343,356, 357,365～372,374～388,393, 407～413,417～420,422～437, 440～457,459,465,468～481, 486,499,501,502,525～528,607 ～617,625～631,633,635,637 ～644,646～681,683～689,691 ～693,696～698,701,703～707, 711～727,734～739,742～751, 756,759,762,765～770,772,779 ～782,785,788～790,797,800, 802,807,813～818,820～823, 825,833,834,836～838	26,179		
	牟岐町	5～10,14,15,22,24～26,29～ 33,38,40,41,46,54,55,60	1,207		
	美波町	17,19,111,112,124,131,132, 134,137, 140, 142～148,151～ 153,156,158,188～196,218, 227,229,236	2,132		
	海陽町	4～10,15,17,18,21～32,41,43, 49～56,61,62,67～99,101～ 104,107,108,110,111,113～ 116,118,122,126,130,138,139, 142,143,145,146,152～156, 163,166,169,170,188,192,193, 206,307,308, 310～313,327, 421,422,427,428,430,434～ 449,455～457,468～473,488 ～494	11,847		
	計		41,882		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他
土砂流出 防備保安林	阿南市	103,109,148,236,237,250,256, 280	16	択伐による。	人工造林又は天然更新による。
	那賀町	1,24,25,34,111,115~118,123, 125,126,130,134,149,150,152, 154~156,202,207,210,211,214, 215,219,223,228~232,234,266, 275,277,279,282,284,294,322, 325,326,331,334,336,339,342, 343,346,349,351,353,355,357, 359~362,365,367~372,401, 402,404~406,417,419~422, 428,430,433,436,445,449,450, 462~465,479,480,489~491, 495,496,498~500,503,508,510, 518,519,525, 528~530,601,610,619,620, 625~627,633,646,673,681,682, 690,702~704,707~710,723, 724,728,739,740,751,755,757~ 759,761,764,765,771~773, 776~778,780~783,787~789, 791,798,799,802~806,809,811, 817,818,820,822,824,828,834, 841~843	2,089		
	牟岐町	11,13,17~20,34	50		
	美波町	5,103,121,122,124,130,133,161, 162, 195, 196, 219, 221	274		
	海陽町	4~6,10,13,14,19,30,42,44~ 49,53,56,57,59,61,62,73,75, 76,79,84,98,99,105,106,109, 112,114,117,119,120,127,132, 135,145,146,148,150~154, 159~161,174,176,187,193, 302,310,321,326,327,329,402, 411,415,416,418,419,424,425, 450,454,458,460~463,467, 476,477,481,483,486	888		
	計		3,317		
	土砂崩壊 防備保安林	阿南市	224,258,270		
那賀町		31,34,40,109,125,149,207,316, 363,401,464,809	27		
海陽町		55,60,63,97,109,311,419,423, 464	48		
計		106			
飛砂防備 保安林	阿南市	301	28	〃	〃
	計		28		



単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他
防風保安林	阿南市	174,175,182,258	13	択伐による。	人工造林又は天然更新による。
	美波町	101,102	1		
	計		14		
潮害防備保安林	阿南市	9~12,174,175	24	"	"
	美波町	1,2,6,7,8,11,104	6		
	海陽町	177,487	30		
	計		60		
干害防備保安林	阿南市	8,77	21	"	"
	那賀町	115,217,349,503,504,617~622,802~806	166		
	海陽町	107,108	17		
	計		204		
魚つき保安林	阿南市	1~10,20,44~49,51,52,54~58,165~169,174,175,181,182	435	"	"
	牟岐町	1,3,12,13,63~69	173		
	美波町	1,6~8,11,12,102~105,113~117	396		
	海陽町	177~179,200~203,205,301,302,401,402,483,484,487	126		
	計		1,130		
保健保安林	阿南市	6~8	77	"	"
	那賀町	24,115,421,422,426,432~434,436,437,441,502,503,734~737	1,514		
	牟岐町	68	129		
	美波町	104,105,113,114	127		
	海陽町	67,68,92,95,177,301,302,401	118		
	計		1,965		
風致保安林	阿南市	96,137,163,170,176,177,179,236,245	7	"	"
	那賀町	489,490	2		
	美波町	110	2		
	計		11		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他
砂防指定地	阿南市	7,8,41～46,64,79,81,94,123, 137,152,153,155,163,173～ 175,177,193,204,205,224, 240,279～283,401,402	47	択伐による。	人工造林又は天然更新による。
	那賀町	5,109,113,129,132,133,135～ 137,151,153,154,156,157,201, 202,210,211,214,218,219,221, 275,278,279,285,288,317,319, 328～331,346～352,355,359, 360,362,389,401,406, 409,416,420,437,446,447,462～ 480,483～487,491,492,508～ 512,519,523,606,607,611,617～ 619,672,709,711,714,720,724, 725,730,732,749,756,757,761, 772,775～778,784,787,791, 797,803,806,812,819,825,826, 828,830,833～839	930		
	牟岐町	14,15,54,55,63,69	15		
	美波町	8,11,20,21,103,104,110,154, 158,161,164,165,168,174,217, 220,222,223,234	95		
	海陽町	2,11,12,45,49,119～121,159, 174,183,192,301,302,318,321～ 323,325,401,404,450,451,466, 481,482,487	192		
	計		1,278		
	鳥獣保護法 による特別 保護地区	阿南市	7,8,177,236		
那賀町		109,157,427,432,434,489,490,7 46	130		
美波町		110	11		
海陽町		105,106	120		
計			423		
国定公園 特別保護 地区	美波町	105	92	原則として禁 伐とする。	人工造林又は天然更新による。
	計		92		
国定公園 第1種特別 地域	阿南市	181	13	"	"
	那賀町	427,432～434,743	420		
	牟岐町	68	21		
	美波町	15	17		
	海陽町	301,402,487	13		
	計		485		
国定公園 第2種特別 地域	阿南市	2～4,6,9,10,11,46～56,165～ 167,174,175,177,179,182,190, 191	662	原則として択 伐とする。	"
	那賀町	733～740,742～746,750,751, 756	664		
	牟岐町	1,3,63,68,69	185		
	美波町	1～3,6～8,11,12,15,101,104, 114	385		
	海陽町	177,202,203,205,301,401～403, 487	248		
	計		2,144		

単位 面積:ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他
国定公園 第3種特別 地域	阿南市	1~5,7,8,17,164,174,177~180, 182,190,191	720	皆伐作業に ついては、景 観維持等 のため伐採 進度を調節 することに努 める。	"
	那賀町	424~426,428~431,732,733, 735~737,739~747,749,757	2,297		
	牟岐町	12,13,68,69	122		
	美波町	1,6,7,10~16,18,19,21,101, 104~106,110,113,120	936		
	海陽町	177~179,301,401,402,484, 486,487	309		
	計		4,384		
県立公園 第2種特別 地域	那賀町	503	81	原則として択 伐とする。	"
	計		81		
県立公園 第3種特別 地域	那賀町	472	135	皆伐作業に ついては、景 観維持等 のため伐採 進度を調節 することに努 める。	"
	計		135		
県立自然 公園普通 地域	阿南市	235,236,244~246,252~254	460	特に定めな い。	"
	那賀町	1,29,31,34,40,134,403~405, 463~465,470,471,479~484, 489~497,502~507,601~603, 810,842~844	2,339		
	海陽町	99~106	711		
	計		3,510		

## 2 その他必要な事項

「徳島県豊かな森林を守る条例」で指定する森林管理重点地域及び規制内容については以下のとおりとする。

森林管理重点地域(※区域については別途定める)

### ①第1種地域

- ・土地売買等の契約の届出  
土地の所有権等の移転を伴う契約締結の90日前まで
- ・伐採の制限  
単年度における一箇所当たりの伐採は20haまで
- ・小規模林地開発行為等の届出  
0.1ha以上1ha以下の開発行為を行う場合は30日前まで
- ・小規模林地開発行為の制限  
災害を引き起こす恐れがある開発行為について制限

### ②第2種地域

- ・土地売買等の契約の届出  
土地の所有権等の移転を伴う契約締結の90日前まで  
ただし、林業に資する場合は30日前まで

### ③第3種地域

- ・土地売買等の契約の届出  
1ha以上の土地の所有権等の移転を伴う契約締結の90日前まで

(附)参考資料

1 森林計画区の概要

(1)市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha、比率:%

区分	区域面積 ①	森林面積				森林比率 ②/① ×100	備考	
		総数 ②	国有林	民有林				
				計画対象	計画対象外			
総数	149,930	128,285	5,760	122,521	5	85.6		
市町村別 内訳	阿南市	27,925	14,961	6	14,953	2	53.6	
	那賀町	69,498	65,961	4,413	61,548		94.9	
	牟岐町	5,662	4,893	1	4,892		86.4	
	美波町	14,080	12,489	122	12,367		88.7	
	海陽町	32,765	29,981	1,218	28,760	3	91.5	

注1 区域面積は、「令和3年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」による。

2 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

3 国有林は、林野庁所管の国有林以外に他省庁所管分を含んでいる。

4 民有林のうち、計画対象は森林法第5条で定義された森林である。

(2)地況(気候)

単位 気温:°C、降水量:mm

観測地	気温			年間 降水量	主風の 方向	備考
	最高	最低	年平均			
蒲生田	34.5	-1.2	17.1	1,907	西	
木頭	37.0	-6.5	13.9	3,783	北北東	
日和佐	35.7	-2.5	17.2	2,667	西	
海陽	35.7	-4.9	16.6	3,019	南東	

注 気象庁データ(2018年から2022年の平均値)による。

(3)土地利用の現況

単位 面積:ha

区分	総数	森林	農地			その他		備考	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地		
総数	149,932	122,521	3,789	3,391	398	23,623	2,165		
市町村別 内訳	阿南市	27,925	14,953	2,841	2,649	192	10,131	1,575	
	那賀町	69,498	61,548	302	145	157	7,648	204	
	牟岐町	5,662	4,892	83	79	4	687	70	
	美波町	14,080	12,367	171	151	20	1,542	119	
	海陽町	32,767	28,760	392	367	25	3,615	197	

注1 土地総数は、「令和4年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」による。

2 森林は、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」に基づく調査結果による。

3 農地は、「2020年農林業センサス」の経営耕地(畑には樹園地を含む)による。

4 宅地は、「令和4年度市町村税務統計書(県市町村課)」による。

(4)市町村別人口及び産業別就業者数

単位:人

区分	人口	就業者 総数	第一次産業				第二次 産業	第三次 産業	分類 不能	
			計	農業	林業	水産業				
総数	95,160	43,246	4,616	3,348	260	1,008	12,089	26,082	459	
市 町 村 別 内 訳	阿南市	69,470	31,581	2,765	2,297	41	427	9,351	19,126	339
	那賀町	7,367	3,434	619	507	106	6	947	1,799	69
	牟岐町	3,743	1,634	229	66	23	140	312	1,087	6
	美波町	6,222	2,614	390	152	18	220	507	1,678	39
	海陽町	8,358	3,983	613	326	72	215	972	2,392	6

注「令和2年国勢調査」による。

(5)産業別生産額

単位:百万円

区分	総生産額 ④=①+②-③	産業別内訳				輸入品に課 される税・ 関税 ②	総資本形 成に係る消 費税 ③	備考	
		第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業	小計 ①				
総数	541,664	11,507	331,538	196,479	539,524	9,592	7,452		
市 町 村 別 内 訳	阿南市	442,583	6,227	291,795	142,813	440,835	7,837	6,089	
	那賀町	44,100	2,176	26,763	14,987	43,926	781	607	
	牟岐町	9,977	319	1,361	8,257	9,937	177	137	
	美波町	20,308	947	3,819	15,461	20,227	360	279	
	海陽町	24,696	1,838	7,800	14,961	24,599	437	340	

注「令和2年度市町村内総生産(県統計データ課)」による。

2 森林の現況  
(1) 齢級別森林資源表

林種	針葉樹	樹種別																	樹種計						
		1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級	12齢級	13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級		18齢級	19齢級	20齢級	21齢級		
人工林	スギ	面積	7	303	272	472	821	710	6411	11,743	13,554	10,305	5,481	3,213	2,276	1,760	1,385	1,022	1,988	1,022	708	708	708		
		材積	149	19,536	36,812	98,413	230,679	250,743	531,221	1,216,395	2,554,119	3,452,127	6,611,582	7,962,695	6,391,120	3,509,218	2,144,864	1,569,612	1,249,343	1,022,097	895,372	782,532	531,345	41,060,354	
		成長量	52	4,972	5,677	7,209	10,783	8,780	13,731	23,333	41,434	43,178	68,523	67,549	46,189	21,476	11,631	6,890	4,668	2,927	2,494	1,999	1,353	394,848	
		面積	0	8	129	262	435	687	1,118	1,916	1,725	1,714	1,380	830	312	206	138	121	142	81	57	58	58	12,858	
		材積	0	353	11,738	32,657	78,718	143,974	277,562	508,485	465,556	576,225	482,662	308,895	122,273	81,283	56,111	49,391	59,026	33,760	26,455	24,634	24,634	3,905,684	
	針葉樹	成長量	0	80	1,304	2,469	3,822	5,368	7,739	11,535	8,295	8,720	6,871	4,828	2,595	841	470	261	186	218	96	77	68	65,303	
		面積	0	0	0	0	0	0	0	7	9	15	286	164	146	18	16	4	7	4	6	8	19	789	
		材積	0	0	0	0	0	0	0	751	1,615	3,114	17,083	64,675	36,591	32,606	4,078	3,893	977	1,689	994	1,490	2,565	4,233	
		成長量	0	0	0	0	0	0	0	35	49	68	292	810	374	294	23	10	2	6	3	6	14	28	
		面積	0	1	0	0	0	0	0	2	3	24	128	247	44	3	2	0	0	0	0	1	1	7	
人工林	タヌク (注1)	面積	0	0	0	29	26	0	364	531	5,396	28,847	64,571	11,067	665	389	62	95	25	0	144	262	1,782	114,255	
		材積	0	0	0	3	2	0	17	16	114	487	783	105	3	1	0	0	0	0	0	1	7	1,540	
		成長量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人工林	小計	面積	7	313	400	734	1,257	1,396	2,437	4,655	6,796	8,344	13,991	15,142	11,284	5,813	3,435	2,419	1,888	1,531	1,286	1,089	792	85,008	
		材積	149	20,289	48,550	131,099	309,423	394,726	809,898	1,727,026	3,028,185	4,064,983	7,316,033	8,483,015	6,733,286	3,635,958	2,230,102	1,626,795	1,300,448	1,082,117	930,766	811,814	561,994	45,256,656	
		成長量	52	5,052	6,981	9,681	14,667	14,149	21,522	34,933	49,911	52,077	76,987	72,856	49,081	22,341	12,111	7,153	4,860	3,148	2,597	2,091	1,456	463,706	
		面積	0	22	0	4	4	4	4	42	23	3	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	109
		材積	0	190	0	222	199	283	1,721	596	189	401	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,911
人工林	広葉樹	面積	0	33	0	16	7	4	17	5	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86
		材積	10	55	7	20	29	20	75	3	5	11	20	74	28	20	18	4	3	3	3	5	3	1	415
		成長量	0	844	179	1,061	2,044	1,740	7,799	390	676	1,389	2,960	10,067	3,940	3,258	3,205	750	542	427	914	442	242	42,869	
		面積	0	190	19	85	121	59	238	7	11	14	29	88	22	17	13	2	1	1	3	0	1	921	
		材積	10	78	7	24	31	24	117	26	8	17	23	74	28	20	18	4	3	3	5	3	1	524	
人工林	小計	面積	0	1,034	179	1,283	2,243	2,023	2,437	9,520	865	1,790	3,070	10,067	3,940	3,205	750	542	427	914	442	242	46,780		
		材積	0	223	19	101	128	63	255	12	11	17	30	88	22	17	13	2	1	1	3	0	1	1,007	
		成長量	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然林	計	面積	17	300	407	758	1,288	1,421	2,554	4,681	6,804	8,361	14,014	15,216	11,312	5,833	3,453	2,423	1,891	1,534	1,291	1,091	794	85,832	
		材積	149	21,323	48,729	132,832	311,666	396,749	819,418	1,728,012	3,029,050	4,066,773	7,316,103	8,503,982	6,737,226	3,639,212	2,233,307	1,627,545	1,300,990	1,082,544	931,680	812,256	562,236	45,303,436	
		成長量	52	5,275	7,000	9,782	14,795	14,212	21,777	34,945	49,922	52,094	77,017	72,844	49,081	22,358	12,124	7,155	4,861	3,149	2,600	2,091	1,457	464,713	
		面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然林	小計	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		成長量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		材積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
天然林	計	面積	22	1	7	221	1,049	621	806	931	636	953	3,783	5,388	5,394	3,316	1,813	1,357	1,214	469	470	440	3,568	32,468	
		材積	0	20	194	9,834	70,362	49,663	75,910	95,529	62,239	105,400	398,366	533,172	640,656	353,838	206,116	177,609	163,399	65,370	73,034	70,693	584,550	3,635,944	
		成長量	0	6	24	800	3,448	1,459	1,721	1,656	630	942	2,714	2,764	2,328	1,416	658	580	520	219	259	221	2,043	24,448	
		面積	22	1	7	221	1,049	622	806	931	636	953	3,783	5,388	5,394	3,316	1,813	1,357	1,214	469	470	440	3,568	32,468	
		材積	0	20	194	9,834	70,362	49,663	75,910	95,529	62,239	105,400	398,366	533,172	640,656	353,838	206,116	177,609	163,399	65,370	73,034	70,693	584,550	3,635,944	
天然林	小計	面積	0	6	24	800	3,448	1,459	1,721	1,656	630	942	2,714	2,764	2,328	1,416	658	580	520	219	259	221	2,043	24,448	
		材積	0	20	194	9,834	70,362	49,663	75,910	95,529	62,239	105,400	398,366	533,172	640,656	353,838	206,116	177,609	163,399	65,370	73,034	70,693	584,550	3,635,944	
		成長量	0	6	24	800	3,448	1,459	1,721	1,656	630	942	2,714	2,764	2,328	1,416	658	580	520	219	259	221	2,043	24,448	
		面積	22	1	7	221	1,054	622	806	932	646	978	3,631	5,455	5,470	3,388	1,895	1,395	1,289	520	481	479	4,003	33,483	
		材積	0	20	194	10,111	70,766	49,663	75,910	95,622	64,029	110,572	406,826	549,161	558,411	371,801	227,490	187,324	177,178	77,467	75,811	79,972	692,476	3,880,810	
天然林	計	面積	0	6	24	824	3,478	1,459	1,721	1,658	630	942	2,911	2,454	1,539	780	588	282	274	270	247	270	2,477	25,890	
		材積	39	392	414	985	2,242	2,043	3,360	5,613	7,450	9,339	17,845	20,671	16,782	9,222	5,348	3,819	3,159	2,054	1,773	1,571	4,796	119,015	
		成長量	149	21,343	48,923	142,493	382,432	446,412	895,328	1,823,634	3,093,079	4,177,345	7,725,929	9,082,243	7,295,637	4,011,023	2,460,797	1,814,869	1,478,168	1,160,011	1,007,491	892,228	1,254,712	49,184,246	
		面積	52	5,281	7,024	10,606	18,273	15,711	23,498	36,603	50,575	53,120	79,824	75,855	5										

(2) 市町村別森林資源表

区分	総数	立木地						竹林	無立木地			更新困難地			
		総数		人工林		天然林			総数	伐採跡地	未立木地				
		総数	針葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹								
総数	173,732	169,716	102,838	66,878	97,338	94,612	2,726	72,377	8,226	64,152	2,325	971	780	192	209
面積	51,652,689	51,652,689	44,305,701	7,346,988	42,658,625	42,372,130	286,495	8,994,064	1,933,571	7,060,493					
阿南市	14,953	12,873	7,278	5,595	6,909	6,888	21	5,964	389	5,574	2,024	56	13	43	0
那賀町	61,548	60,611	47,076	13,535	47,055	46,639	416	13,556	437	13,119	74	670	573	96	193
牟岐町	4,892	4,854	3,048	1,805	3,041	3,038	3	1,812	10	1,802	29	10	7	2	0
内記	1,473,185	1,473,185	1,329,525	143,660	1,327,211	1,327,031	180	145,974	2,494	143,480					
美波町	12,367	12,199	6,904	5,295	6,876	6,843	34	5,322	61	5,262	140	28	8	20	0
海陽町	3,387,289	3,387,289	2,966,333	420,956	2,952,265	2,950,180	2,085	435,024	16,153	418,871					
	28,759	28,479	21,717	6,762	21,650	21,600	51	6,828	117	6,711	57	208	178	30	15
	11,439,650	11,439,650	10,849,266	590,384	10,823,669	10,820,160	3,509	615,981	29,106	586,875					

(3) 所有形態別森林資源表

区分	総数	立木地						竹林	無立木地			更新困難地			
		総数		人工林		天然林			総数	伐採跡地	未立木地				
		総数	針葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹								
総数	87,145	86,022	32,993	82,540	82,033	506	32,346	945	31,401	2,325	972	780	192	209	
面積	45,501,522	45,501,522	3,682,724	43,743,899	43,698,884	45,015	3,723,840	227,536	3,496,304	0					
県有林	897	894	237	883	881	2	247	12	235	0	0	2	0	2	0
県行造林	383,539	383,539	24,355	380,086	379,941	145	27,242	3,061	24,181	0					
市町村有林	868	867	98	866	866	0	97	1	95	0	0	0	0	0	0
財産区有林	440,424	440,424	14,066	440,003	440,003	0	14,240	421	13,819	0					
その他公有林	2,851	2,827	1,400	2,771	2,745	26	1,410	56	1,355	27	27	19	15	5	5
私有林	1,402,439	1,402,439	136,023	1,377,650	1,375,771	1,879	144,205	12,544	131,661	0					
	203	201	145	206	201	5	140	0	140	0	0	0	0	0	2
	113,245	113,245	22,874	113,956	113,245	711	22,106	0	22,106	0					
	174	172	309	97	96	2	336	29	307	12	12	2	0	2	0
	73,515	73,515	45,176	54,887	54,600	287	51,795	6,932	44,863	0					
	82,152	81,060	30,803	77,716	77,244	472	30,116	846	29,269	2,286	2,286	949	766	183	202
	43,088,360	43,088,360	3,440,230	41,377,317	41,335,324	41,993	3,464,252	204,578	3,259,674	0					



(4) 制限林の種類別面積

区分	水源安かん養		保安林		保安施設地区	砂防指定地	国立公園				県立公園	鳥獣特別保護地区	合計			
	水保	保安	土防砂流出	土防砂崩壊			その他	特別保護地	国立					小計		
									第一種特別	第二種特別					第三種特別	
総合計	16,365	4,830	362	3,702	0	4,394	16	351	1,574	3,921	0	2,596	0	457	0	
那賀調査区	26,417	3,023	201	1,274	0	3,330	0	333	623	1,825	0	2,129	0	338	0	
市	26,417	3,023	201	1,274	0	3,330	0	333	623	1,825	0	2,129	0	338	0	
町																
海部調査区	16,365	1,806	161	2,429	0	1,064	16	18	951	2,095	0	467	0	119	0	
市	489	134	41	752	0	420	0	4	413	754	0	467	0	0	0	
町	1,194	122	0	380	0	78	0	3	160	125	0	0	0	0	0	
内	2,265	295	1	636	0	168	16	3	202	947	0	0	0	11	0	
区	12,418	1,255	120	661	0	398	0	7	176	270	0	0	0	108	0	

注 表内数値は重複する制限林を含む。

(5) 樹種別面積表

区分	総数	針葉樹				広葉樹			計
		スギ	ヒノキ	マツ	その他	クヌギ	その他	計	
面積	152,901	70,897	12,858	1,411	857	86,023	2,881	63,997	66,878
材積	51,651	34,255	6,289	3,575	185	44,304	310	7,037	7,347
人工林	85,533	70,897	12,858	789	465	85,009	109	415	524
天然林	33,482	0	0	622	392	1,014	1	32,467	32,468
材積	3,881	0	0	147	97	245	0	3,636	3,636

単位 面積:ha、蓄積:千m3

(6) 特定保安林の消定状況

指定なし

(7) 荒廃地等の面積

区分	荒廃林地 地すべり指定地 (林野庁所管)	山地		災害		危険地区		地区		計
		山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂流出 危険地区	地すべり 危険地区	危険地区	小計	計			
総数	152.03	4,315.06	1,292.00	169.00	5,776.06	5,928.09				
阿南市		509.00	122.07		631.07	631.07				
那賀町	152.03	2,656.30	901.53	169.00	3,726.83	3,878.86				
牟岐町		58.11	38.04		96.15	96.15				
美波町		290.25	55.56		345.81	345.81				
海陽町		801.40	174.80		976.20	976.20				

※ 森林整備課資料による(R5.3月末現在)

(8) 森林の被害

区分	気象災害				山火事				シカ・カモシカ				ノウサギ
	R2	R3	R4	計	R2	R3	R4	計	R2	R3	R4	計	
総数	0	2.18	0.32	0.02	1.26	0.73	0.54	2.53	13.21	45.51	54.20	112.92	0
阿南市													
那賀町		2.18	0.32	0.02	0.40	7.36	43.34	49.25	0.53			3.28	
牟岐町													
美波町													
海陽町					0.13	2.78	3.29	6.17	0.10			3.28	

※ スマート林業課資料による

気象災害、山火事については、各年1月～12月実績、シカ・カモシカについては、年度実績である

(9) 防火線等の整備状況

尾根筋等の防火帯については、県有林、県行造林、公社造林等で広葉樹の伐り残りなどにより整備されている。

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林業経営体数

単位：経営体数

区分	総数	保有山林なし	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上	備考
総数	100	4	14	25	37	20	
市町村別内訳	阿南市	21	1	4	4	6	6
	那賀町	48	2	4	9	23	10
	牟岐町	4	-	-	1	2	1
	美波町	23	1	5	9	6	2
	海陽町	4	-	1	2	-	1

注1 2020年農林業センサスによる。

2 林業経営体とは、①権原に基づいて育林又は伐採を行うことができる山林の面積が3ha以上の者、又は②委託を受けて育林若しくは素材生産又は立木を購入しての素材生産の各事業を行う者である。

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分		総数				公有林				私有林			
		件数	面積			件数	面積			件数	面積		
			計	人工林	天然林		計	人工林	天然林		計	人工林	天然林
総数	属地計画	23	6,607	2,889	403	7	909	816	93	23	2,383	2,314	254
	属人計画	5	1,724	1,437	287	0	0	0	0	4	1,724	1,437	287
阿南市	属地計画	3	607	434	173	0	0	0	0	3	607	434	173
	属人計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那賀町	属地計画	4	3,681	274	92	2	289	197	92	2	77	77	0
	属人計画	2	999	910	89	0	0	0	0	2	999	910	89
牟岐町	属地計画	2	245	211	34	0	0	0	0	2	245	211	34
	属人計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美波町	属地計画	9	333	229	104	2	175	174	1	7	158	296	47
	属人計画	2	725	527	198	0	0	0	0	2	725	527	198
海陽町	属地計画	5	1,741	1,741	0	3	445	445	0	9	1,296	1,296	0
	属人計画	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事	属地計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	属人計画	3	6,431	4,826	1,605	0	0	0	0	3	6,431	4,826	1,605

注1 令和5年3月31日時点で有効な計画。

2 市町村、県民局(農林水産局)及び知事認定における重複面積を除いた数値。

3 認定が複数の市町村からなる場合、件数はそれぞれの市町村で1件としている。

4 認定が公有林と私有林からなる場合、件数は公有林と私有林でそれぞれ1件としている。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 人数:人、金額:千円、面積:ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有森林面積	備考	
森林組合	総数	4組合	8,229	50	162,254	70,979	
	阿南市	阿南市森林組合	1,919	6	2,927	9,316	
	那賀町	木頭森林組合	3,183	27	80,390	51,028	
	美波町	日和佐森林組合	844	6	24,335	10,635	
	牟岐町 海陽町	海部森林組合	2,283	11	54,602	16,214	
生産森林組合	総数	3組合	70	0	3,443	63	
	那賀町	南宇生産森林組合	34	0	725	35	現物出資所有
		西宇生産森林組合	29	0	1,736	16	現金出資所有
	海陽町	小川生産森林組合	7	0	982	12	現金出資所有

注 令和3年度森林組合統計(令和4年3月31日現在、県スマート林業課)による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位 金額:千円

種別	指導	販売		森林整備			合計	備考	
		販売他	林産	購買	利用	金融			
総数	-117	38,536	52,571	1,911	208,320	0	301,221		
森林組合	阿南市	-1	0	2,993	54	14,795	0	17,841	
	木頭	-643	38,501	0	998	114,884	0	153,740	
	日和佐	-653	35	807	162	23,334	0	23,685	
	海部	1,180	0	48,771	697	55,307	0	105,955	

注1 「令和3年度森林組合統計(令和4年3月31日現在、県スマート林業課)」による。(収益-費用)

2 組合員数は、正組合員と准組合員との合計である。

(4) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区分	林業事業体	素材市売市場	木材・木製品製造業※1	備考
総数	14	1	38	
市町村別内訳	阿南市	3	0	24
	那賀町	4	1	10
	美波町	3	0	1
	牟岐町	0	0	1
	海陽町	4	0	2

注1 県スマート林業課資料(令和4年度末時点)

2 木材・木製品製造業の事業体数はR4年乾燥材出荷実態調査をもとに集計

※1 木製品製造業(家具除く)

(5) 林業労働力の現況

単位:人

区分	林業就業者数						備考
	平成7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	
総数	530	357	222	326	304	260	
市 町 村 別 内 訳	阿南市	45	33	14	30	41	41
	那賀町	297	211	139	165	149	106
	牟岐町	8	14	7	15	20	23
	美波町	26	24	15	26	16	18
	海陽町	154	75	47	90	78	72
県計	1,255	1,255	604	837	822	761	

注 「令和2年国勢調査」による。

(6) 林業機械化の現況

ア 林業機械

単位:台

機械種名(摘要)	総数	県計
索道(架線による運材施設)	20	83
重力式(素材等の自重を利用して移送するもの)	6	13
動力式(動力で移相するもの)	14	70
集材機(エンジン等を備え、空中に張られた架線によって運搬する機械)	49	346
小型(原動機10ps未満のもの)	13	128
大型(原動機10ps以上のもの)	36	218
モノケーブル(主索がなくジグザグに配置された循環索/ジグザグ集材施設)	0	14
リモコンウインチ(リモコンによる可搬式木寄せ機)	4	39
自走式搬器(リモコン等により架線上を走行し素材等の巻き上げ及び移送を行う搬器)	13	44
モノレール(林内にレールを敷設し、これを台車にのせて動力車で牽引する運搬施設)	5	11
運材車(荷台に木材を積載して搬出する作業車)	11	78
小型(動力20ps未満のもの)	7	62
大型(動力20ps以上のもの)	4	16
クレーン(動力を用いて垂直又は水平の方向に移動させる機械)	22	119
運材機能なし(素材等の吊り上げ、積み込み、巻立等の作業のみを行うもの)	5	14
運材機能あり(クレーン作業と運材の両方を行うもの/クレーン付きトラックなど)	17	105
動力枝打機	6	91
自動木登り式(木登り装置により樹幹を走行しながらソーチェーン部で枝の切除を行う機械)	5	51
上記以外のもの(背負式枝打機、長竿式枝打機など)	1	40
計	130	825

注 県スマート林業課調査による。(令和5年3月31日時点)

イ 高性能林業機械

単位:台

機械種名(摘要)	総数	市町村別内訳					県計
		阿南市	那賀町	牟岐町	美波町	海陽町	
フェラーバンチャ(立木を伐倒・集積する自走式機械)	0	0	0	0	0	0	0
スキッド(索引式集材専用のトラクタ)	0	0	0	0	0	0	0
プロセッサ(枝払い・玉切りする自走式機械)	30	3	18	0	3	6	69
ハーベスタ(伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械)	8	3	2	0	0	3	36
フォワーダ(積載式集材専用車両)	20	2	11	0	3	4	61
タワーヤーダ(元柱を具備した自走式集材車両)	0	0	0	0	0	0	3
スイングヤーダ(簡易索張方式に対応した集材機械)	18	2	10	0	1	5	58
計	76	10	41	0	7	18	227

注 県スマート林業課調査による。(令和5年3月31日時点)

## (7) 作業路網等の整備状況

単位 面積:ha、延長:m、密度:m/ha

区分	民有林面積	林内道路延長(密度)			作業道延長	
		公道等	林道	合計		
総数	122,521	892,810 (7.3)	671,129 (5.5)	1,563,939 (12.8)	949,611	
市町村別内訳	阿南市	14,953	121,164 (8.1)	16,982 (1.1)	138,146 (9.2)	51,960
	那賀町	61,548	421,067 (6.8)	452,033 (7.3)	873,100 (14.2)	437,822
	牟岐町	4,892	36,484 (7.5)	10,795 (2.2)	47,279 (9.7)	51,183
	美波町	12,367	125,361 (10.1)	17,073 (1.4)	142,434 (11.5)	181,467
	海陽町	28,760	188,734 (6.6)	174,246 (6.1)	362,980 (12.6)	227,179

注1 民有林面積は県スマート林業課資料(令和5年3月31日時点)による。

2 林内道路延長及び作業道延長は県森林整備課資料による。

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m<sup>3</sup>、実行歩合:%

区分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	808	629	1,437	265	414	679	32.8	65.8	47.3
針葉樹	751	629	1,380	257	414	671	34.2	65.8	48.6
広葉樹	57	0	57	8	0	8	14.4	0.0	14.8

注1 「実行」は、森林計画業務報告のうち令和元～5年度の実績値である。(令和5年度実績については、見込み値である。)

2 実行値は単位未満を四捨五入しているため、各数値の計と総数は必ずしも一致しない。

##### (2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:ha、実行歩合:%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
3,263	351	10.8	2,139	343	16.1	1,124	8	0.7

注1 「実行」は、スマート林業課資料のうち、令和元～5年度の実績値である。(ただし令和5年度の実績については、見込み値である。)

##### (3) 間伐面積

単位 面積:ha、実行歩合:%

計 画	実 行	実行歩合
10,483	5,188	49.5

注 「実行」は、スマート林業課資料のうち、令和元～5年度の実績値である。

##### (4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 開設及び舗装:km、改良:箇所、実行歩合:%

開設延長			改良			舗装		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
78	13	17%	165	17	10%	72	59	82%

注 「実行」は、スマート林業課資料のうち、令和元～5年度の実績値である。

(ただし令和5年度については、見込み値である。)



(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	指定			解除
	計画	実行	実行歩合	実績
総数(実面積)	597	664	111.2	17
水源かん養	507	264	52.1	9
災害防備	110	319	290.0	5
保健風致等	107	81	75.7	3

注「実行」は、スマート林業課資料のうち、令和元～5年度の実績値である。  
(ただし令和5年度については、見込み値である。)

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

単位 面積：ha、実行歩合：%

種類	計画(地区)	実行		実行歩合 (地区)
		地区	面積	
総数(実地区数)	62	50		
治山工事	41	33		80.5
森林整備	21	17	399	81.0

注「実行」は、スマート林業課資料のうち、令和元～5年度の実績値である。  
(ただし令和5年度については、見込み値である。)

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

該当なし

5 林地移動の状況(地域森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への移動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	計
0	0	0	0	0	0

市町村別内訳

単位 面積：ha

市町村名	農用地	ゴルフ場等	工場等	採石等	その他
阿南市					
那賀町					
牟岐町					
美波町					
海陽町					
計	0	0	0	0	0

(2) 森林以外より森林への移動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	計
0	0	0	0

市町村別内訳

単位 面積：ha

市町村名	原野	農用地	その他
阿南市			
那賀町			
牟岐町			
美波町			
海陽町			
計	0	0	0